



2019年4月26日

各 位

会 社 名 日本特殊陶業株式会社
代表者名 代表取締役社長 川合 尊
(コード番号: 5334、東証・名証第1部)
問合せ先 総務部長 今井 朝光
(TEL (052)872-5915)

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年より導入しております当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者（以下「非居住者」といいます。）を除きます。）及び執行役員（非居住者を除きます。取締役と併せて、以下「取締役等」といいます。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の制度改定に関する議案を、2019年6月25日開催予定の第119期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、2018年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象期間終了後に、当社の取締役等に対して当社が定める株式交付規程に従って役位及び業績達成度に応じて当該信託を通じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う業績連動型の株式報酬制度であります。

(2) 本制度の改定内容

現行の本制度において制度対象外としている非居住者である取締役及び執行役員（当社との雇用契約を継続する執行役員（以下「雇用型執行役員」といいます。）を除きます。）を、制度対象者に追加する内容の改定であります。

これに伴い、当社株式等の交付等を受けるための受益者要件においても、国内居住者であることは求めないこととします。また、信託期間中に取締役等が海外赴任により非居住者となる場合、海外赴任の時点ではなく、対象期間終了後に株式交付等を行うこととします。

●本制度の対象者

改定前	改定後
当社の取締役（社外取締役及び非居住者を除く。） 当社の執行役員（非居住者を除く。）	当社の取締役（社外取締役を除く。） 当社の執行役員（※1）

（※1）2019年4月1日より設けている当社との雇用契約を継続する執行役員（雇用型執行役員）は、本制度の対象外としております。

なお、その他本制度内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2017年5月9日公表の「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本制度改定に伴う当社株式の追加取得は予定しておりません。

●第117回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
本制度の対象期間	2018年3月31日で終了する事業年度から 2021年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度
当社が拠出する金員の上限	4事業年度を対象として、合計1,000百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限	・上限となる株数は4年間で合計667千株 (ただし信託期間中に当社株式の総数が株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて調整)
業績連動部分における業績達成条件の内容	・「決算短信の業績予想値」に対する達成度ならびに「中期経営計画の目標値」に対する達成度に応じて0～200%の範囲で決定 ・業績目標の達成度を評価する指標は、「連結売上高」、「連結営業利益」及び「ROIC」を採用
取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	対象期間終了後

2. その他本制度の内容

本制度の対象期間が満了した場合、当社はあらためて2021年6月に開催予定の株主総会において本制度の継続に関する議案を株主の皆さまに付議し承認されることを条件に、本制度を継続することがあります。

なお、本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上